

(別 紙)

対象経費について

- (1) 諸謝金
 - ・外部の者に依頼する事業実施の労務、単純労働、その他の労務(通訳等)に対して支払うものを計上してください。
- (2) 旅費
 - ・出演者等への旅費を計上してください。
- (3) 消耗品費
 - ・看板作成費、各種事務用品、その他事業の実施に直接必要とする消耗品費を計上してください。
- (4) 印刷費
 - ・広報用のチラシ、印刷(デザイン含む)に係る経費を計上してください。
- (5) 借料及び損料
 - ・会場、駐車場、機械、物品、用具、設備等の借料を計上してください。
- (6) 雑役務費
 - ・広報、広告に係る費用を計上してください。
 - ・会場設営、撤去(清掃を含む)に係る費用を計上してください。
 - ・運営、進行管理、その他の役務に係る費用を計上してください。